

平成30年2月2日

総務省「電波有効利用成長戦略懇談会」における検討課題に対する意見

一般社団法人日本新聞協会
メディア開発委員会

日本新聞協会メディア開発委員会は、総務省「電波有効利用成長戦略懇談会」（以下、本懇談会）に対し下記の意見を表明する。

電波は有限かつ希少な国民共有の財産であり、これを公平かつ透明な方法で割り当て、より効率の高い使い方を検討することは国民の利益にかなう。しかし電波の経済的価値を過度に重視した割り当て手法を採れば、国民生活に悪影響を及ぼす恐れがある。

本懇談会は、新規割り当てを対象とした見直し案として「電波の経済的価値を踏まえた金額を競願手続きで申請」「競り上げによるオークション」を挙げた。欧米などで放送帯域を除いた「電波オークション」が広く実施されていることは事実だが、一方で①落札費用が事業者の経営を圧迫する②事業者が落札費用を利用者に転嫁し通信費が高騰する③資金力の豊富な事業者による寡占が進む——などの弊害を指摘する声も根強い。実際ドイツでは、応札した事業者が資金難に陥りサービスを停止・断念したケースが相次いだこともある。

仮に「電波オークション」などの割り当て手法が放送用帯域にも適用されれば、小規模な放送事業者が資金不足から応札できず、結果として地方における情報発信の担い手が減少することにもなりかねない。これは放送法の根幹をなす「多元性・多様性・地域性」の原則を損なうことであり、結果として憲法が保障する「国民の知る権利」をも損なうことである。

他方、わが国の電波法に外資規制がなく、オークションには海外事業者も応札可能なことから「安全保障上の問題も出てこないではないという危惧がある」（新藤義孝総務大臣。2013年5月21日衆院総務委員会）との指摘もある。

総務省がより国民の利益に資する割り当て手法を検討することは理解できる。一方で、政府の規制改革推進会議の席上、通信・放送事業者の双方から電波オークション導入に否定的な意見が出されるなど、過度に電波の経済的価値を重視する割り当て手法に対する懸念は大きい。本懇談会には、こうした懸念に配慮しつつ、新たな割り当て手法の検討や制度設計を進めるよう要望する。

以上